

府中市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定に基づき、次の納付事務の指定納付受託者として指定したので、告示する。

令和8年4月1日

府中市長 高野 律 雄

1 納付事務（対面）に係る歳入等

- (1) 府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）に定める住民基本台帳証明手数料、印鑑登録証明手数料、身分証明手数料、埋火葬許可証交付済証明手数料、戸籍謄抄本等証明手数料、除籍謄抄本等証明手数料、戸籍記載事項証明手数料、除籍記載事項証明手数料、戸籍受理等証明手数料、市税等証明手数料、固定資産証明手数料、市有地等境界確認証明手数料、住民基本台帳閲覧手数料、戸籍の届書等閲覧手数料、固定資産の台帳等閲覧手数料、戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料、除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料、自動車臨時運行許可申請手数料、住宅用家屋証明申請手数料
- (2) 府中市市税条例（昭和29年5月府中市条例第14号）に定める原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の再交付に係る弁償金
- (3) 府中市美術館条例（平成11年9月府中市条例第17号）に定める美術館観覧料

2 指定納付受託者

大和ハウスフィナンシャル株式会社

（大阪府大阪市中央区北浜東4番33号）

3 指定日

令和8年4月1日

4 指定期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで